

(附則)

1 受注者は、技術提案採否通知書により採用された内容で施工するものとする。

なお、発注者が行う検査において、受注者が受注者の責めにより、別表で示す技術提案の内容を履行することができなかったと確認した場合は、発注者は、次の式により算定した金額の支払を受注者に請求するものとする。

$$\text{請求金額} = \frac{\text{当初の請負代金額}}{1} \times \left(\frac{\text{当初の評価値}}{2} - \frac{\text{再計算後の評価値}}{2} \right) / 100$$

1 (円未満の端数切捨)

2 (小数点第4位を四捨五入)

評価値 = 価格点 + 技術点

価格点 = (落札時の価格点)

2 発注者は、発注者が受注者に対し前項の請求を行ったとき又は受注者が発注者の承諾を得ずにこの契約に違反したときは、その内容を公表することができる。